

京都市立芸術大学大学院音楽研究科外国人留学生に関する規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成26年1月22日一部改正)

(平成29年3月14日一部改正)

(令和5年10月1日一部改正)

第1条 京都市立芸術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第37条及び第38条による音楽研究科外国人留学生（以下「留学生」という。）の取扱いは、この規程の定めるところによる。

第2条 音楽研究科における留学生は、研究留学生と本科留学生とし、研究科における教授及び研究に支障のない場合に限り、選考の上入学を許可する。

2 研究留学生、本科留学生は研究科の学生定員外とする。

3 研究留学生の総数は、原則として9人以内とし、1教員が担当する研究留学生は原則として1人以内とする。

4 本科留学生の入学定員は、原則として3人以内とする。

第3条 研究留学生とは、特定の専門実技及び専攻科目を履修する者をいう。

2 修業年限は原則として1年とする。ただし、学長が必要と認めるときは、最長2年まで在籍することができる。

3 入学時期は各学期の始めとする。

4 入学1年以上経過後、学力試験により本科留学生になることができる。

5 入学後毎学期始めに指導教員の指示に基づき、研究計画を定め、指定期日までに届け出なければならない。また、毎学期末に研究結果の概要を指導教員に報告しなければならない。

第4条 本科留学生とは、修士の課程を履修する者をいう。

2 修業年限は、原則として2年とする。ただし、研究留学生として在学した期間を通算して4年を超えることはできない。

第5条 研究留学生の入学志願者は、次の条件を充した者とする。

(1) 専門実技及び専攻科目の学習に足る日本語の理解と表現能力を有する者

(2) 大学院学則第17条（入学の条件）に定める者

第6条 本科留学生の入学志願資格は、原則として研究留学生として6ヶ月以上在籍する者とする。

第7条 留学生の入学選考は、研究留学生については書類選考とし、本科留学生については学力試験によるものとする。

第8条 研究留学生の志願には、留学願書、卒業（見込）証明書、成績証明書、研究計画書、健康診断書、日本語能力証明書、担当教官からの推薦書等の書類を必要とする。

第9条 本科留学生の入学の時期は、学力試験に合格した年の翌年の学年の始めとする。

第10条 研究留学生が専門実技及び専攻科目を履修したときは、履修証書を授与し、本科留学生が修士課程を修了したときは、学位記を授与する。

第11条 この規程は、留学を目的に来日する者（出入国管理及び難民認定法に規定する在留資格が「留学」である者をいう。）に適用する。

第12条 留学生の授業料、入学考査料及び入学料の額は、次の区分により公立大学法人京都市立芸術大学の授業料等に関する規程に定める額とする。

(1) 本科留学生にあつては、大学院生の規定による。

(2) 研究留学生にあつては、委託生の規定による。

第13条 この規程に定めるもののほかは、大学院学則を準用し、留学生に問題が生じた時には、教務委員会及び院入試委員会にて協議する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。